

— 経営・労務管理のエキスパート —

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

「新人」なら許されることも…

責任ある立場を自覚して行動を

お騒がせの北の隣国が、自称「人
工衛星」打上げ問題で、国際社会に
波紋を投げかけています。中小企業
に例えれば、「社長だった父親が亡
くなつて、若い息子さんが、求心力

を高めるために、いろいろ苦労して
いる」段階といったところでどう
か。先代の路線を引き継ぎつつ、情
報公開や演説等で、自分なりのカラー
も打ち出そうと奮闘しています。中

せん。一方、わが国の対応も情けな
い限りでした。担当者は、情報の正
確さに固執して、速報性の重要性は
頭の片隅にもなかつたようです。

新入社員の研修などで、昔からよく
使われている話があります。緊急
の会議があつて、若手社員に資料の
作成が命じられました。若手社員は
ダブルチェックに努めたといふいい
訳は、新人なら許されるかもしれません。
しかし、日本国民の安全に責
任を負う政府高官なのですから、厳
しく責任を追及されることになるで
しょう。

小企業の3代目であれば、「まだ若
いんだし、今回の失敗はいい勉強だ
と思えばよい」と声をかけるべき場
面でしょう。しかし、人民の生活と国
際社会に対し責任を持つ国家元首の
立場にある人物ですから、もちろん、
そんな甘い顔をするわけにはいきま
せんでした。研修の講師は、「完
成度と締切どちらが重要か、それ
を考えないといけない」などと話を
結びます。話者は、ストーリーの迫

真性を高めるために、細部の描写に
もこだわります。最近だと、「若手
社員は、タブレット端末等を使って、
分かりやすいプレゼンテーション資
料の作成に努めましたが：」などと
脚色するところでしよう。私が大先
輩から聴いた古いバージョンの中に
は、「資料は修正液も使わず、きれ
いに清書されましたが：」など
というのもありました。時代の流れ
を感じますね。米軍と自衛隊情報の
ダブルチェックに努めたといふいい
訳は、新人なら許されるかもしれない
せん。しかし、日本国民の安全に責
任を負う政府高官なのですから、厳
しく責任を追及されることになるで
しょう。

2012

6

賞与の性格

知つて得する



賃金実務

ボーナスの季節が近づいてきまして、が、「大部分の支払先は決まっていて、余剰はほとんどない」という従業員が少なくありません。本来、賞与は会社業績に応じて支給・不支給を決められるはずですが、現実的には生活給の一部となっています。

賞与の法的な位置づけと実態を、イチから確認します。

賞与は、労基法的には、賃金の一種です。「賃金とは、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、

労働の対償として支払うすべてのものをいう」と定義されています（労基法第11条）。

そのうち賞与とは、「定期または臨時に、労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、支給額が予め定められていないもの」をいいます（昭22・9・13発基第17号）。

しかし、月払いの賃金とは異なる性格を持ちます。賃金支払5原則のうち、毎月払の原則、一定期日払いの原則については、「賞与その他これに準ずるもの」には適

用されません（同第24条第2項）。賞与も賃金ですから、「不払い」があれば、罰則付きで支払が強制

毎年交渉で弾力的に決定 固定生活給の意味合いも

されます。しかし、「不払い」を追及されるのは、支払義務が確定した賃金に限られます。

月払いの賃金は、労働契約に従い、労務を提供する都度、支払義務が発生します。一方、賞与については、就業規則等に「毎年6月

と12月に支給する」等の原則規定があつても、「労働組合がある場合は通例、労使交渉を経て、組合がない場合は使用者が具体的な算定方式や支給額を決定することによって」（荒木尚志「労働法」）、初めて請求権が成立します。

実務的にいえば、月払いの賃金には定期昇給があるのが一般的で、下げようとすれば、労使間でそれなりの話し合い（または賃下げを可能とする賃金システム）が必要となります。これに対し、賞与は、

しかし、建前上は弾力的な決定が可能といつても、「現実にボーナスが出ないと、家のローンの支払ができなくなる」という従業員が多数います。ボーナスが出ることを前提として、家や車のローンを組んでいるわけです。そういう意味からいって、日本の賞与は100%業績対応の賃金とはいえないでしょう。

賞与の性格は、「基本的には支給対象期間の勤務に対応する賃金」ということになるが、そこには功績の短期的変動は、定期昇給ではなく、できる限り賞与に反映させられる方針を探る企業が大多数です。『『菅野和夫「労働法』』と総括されます。